

近代の国民教化と三条教則

——『三条教則衍義書資料集』（全二卷）刊行に寄せて——

三宅守常

はじめに

ただいまご紹介をいただきました三宅守常と申します。

きょうは「近代の国民教化と三条教則」というタイトルにしておきましたが、研究発表のような難しい話ではなく、こちらの会場の入口にも置いてありますが、本来なら昨年度刊行しなければならなかったところ、諸般の事情で遅くなり、先月に、ようやく『三条教則衍義書資料集』（全二卷 明治聖徳記念学会発行 錦正社発売）として刊行まで漕ぎ着けまして、ですから、まだ湯気が立っているという状態のものですが、刊行までの経過や内容についての報告をせよ、という本学会の安蘇谷理事長のご命令でございますので、三条教則に関する話に加えて、この『資料集』づくり

の裏話を含めたあれやこれやのお話を半分雑談程度に申し上げるといふ内容にいたします。したがって、堅い内容ではありませんので、気楽にお聞きいただければ幸いです。

最初に自己紹介をさせていただきたいと思えます。これについては平成十年度秋の本学会学術講演会において、すでにしゃべりましたが、もう一度、ここで宣伝をさせていただきます。本学会にかかわりましたのは平成三年頃からですが、私は本来は仏教学、仏教思想の出身です。でも私自身の学問的経歴を振り返って神仏両用だと勝手に自認しております。私は神官社家の出でもありませんし、ましてや僧侶の子でもありません。ただ、いろいろな事情がありまして、高校時に伊勢に三年間ほど居たことがあります。それで神

道的な環境というか、ここでは神道的な匂いをすこし嗅いだという程度でありました。そして、東京に出て来まして、哲学、倫理学を勉強し、宗教学から仏教学のほうへ入っていきましました。大学院では鈴木大拙博士の法嗣である古田紹欽博士に師事し、日大教育制度研究所での勤めも古田先生は上司でもありましたが、同時に、横浜にあります大倉精神文化研究所にもかかわることになって神道研究部門に最初は配属されました。そういうこともありまして、学問的経歴から見ても神仏ごった煮みたいな状況にあるというところで、皆さんから見れば不自然に思われるでしょうが、神仏両用、これが偽らざる私の実態です。

では、なぜ両刀遣いなのか、私自身よくよく考えますと神仏両方受け入れる背景があったと思っています。もちろん、これは多くの日本人が同様であり、何も私だけが特別ということではありませんが、私の場合それが若干強度ではなかったか、と振り返って思うのです。私の生まれは京都でございますが、実家では、とくに正月など、すぐにお雑煮にはありつけません。必ず一巡のお参りをしなくてはなりません。実家には弁財天、サンスクリット語でサラスバティーと申しますけれども、べざいてん、をお祀りしております。白壁の蔵がお堂のようになっていまして、蔵の扉をあけますと、目の前に須弥壇があります。昔、三井某

家（としておきます）からお預かりし、そのままお守りさせていただいているという状況で、そこへまずお参りしなければならぬ。もちろん正月以外の毎日の水替えは日課として当然やらなければなりません。その次はもちろん神棚です。その次にはお仏壇にお参りしなければならぬ。ご先祖さまに対しては、それだけでは済みません。座敷に行きますと、正月だけのご先祖さまの三幅対（三人）の肖像画が掛けてありまして、したがって三回、ご先祖さまに頭を下げないとだめ。で、それで終わりかと思うとまだある。今度は草履を履きまして庭に出て、祠のお地藏さんをお参りする。あとは、くど、といいますが、竈（かまど）の三宝荒神、つまり台所ですね、そこにお参りして、そこでやっと揃ってお正月の雑煮にありつけるのです。そういう部分が私自身小さい頃は当たり前と申しましょうか、年中行事として馴れ親しんできたことが、今の専門と無関係ではない、神仏混淆している部分につながっているのではないかという側面を自分では感じております。

ましてや、このお宮の明治神宮とのかかわりでございますが、今度出した資料集のあとがきにもちよつと書きましたが、ご本殿も含めて今は戦災で焼けたあとの銅板ですが、もとはお屋根はご存じのように檜皮葺き（ひわだぶき）というつくりになっていたわけです。そのお屋根を葺いた

のは、実は私の祖父でございます。檜皮屋清兵衛という屋号ですが、京都から大勢の自分の配下の職人を連れて上京し、千駄ヶ谷あたりに宿所をつくり、狐がよく居た原宿を提灯をぶら下げながら、白丁（はくちょう）を着て毎日仕事にあたらせていただいた。私の祖母も祖父と共に上京し、職人の世話をしていました。そして、作業も終わりました、京都に帰りまして、一人の子供を生みました。それが大正九年の十一月三日でございます。こちらのご創建の日です。これはめでたいということで、祖父は、女の子でしたが、勝手にでございますが、明治さまの明をとって明子という名前をつけた。それが私の母でございます。そんなこんながありまして、言ってみれば、地の果てまで離れたと思っても実はほとけ様の手のひらの中を動いていたに過ぎないという孫悟空のようなもので、天地の間に逃るるところなしという言葉がありますが、自分の出自と履歴をいま振り返ってみますと、やはり返るべきところに返ってきたかという感を強くするのです。

そして、このたび上梓しました『三条教則衍義書資料集』も、本学会の編集委員会で平成六年に故上田賢治先生と鎌田純一先生のお二人から三条教則の衍義書を紀要に連載せよ、という命令を受けて資料紹介として連載した平成七年から同十七年までの二十六回分を基本にして一つにま

とめたものでありますが、これも先ほどから申し上げたとおり、明治さまへの私なりの奉仕と思つて作成にあたらせていただきました。

一 三条教則の成立と背景

さて、皆さまはおそらく三条教則について、ご存じの方もおられると思います。したがいまして、成立とそ背景などについて、確認という意味ですこし振り返ってみましょう。そして後半は、サブタイトルにもしておりますが、『三条教則衍義書資料集』刊行に寄せて、珍しいものや特徴的なものの中から若干を選びまして、実際のいくつかの原本のスライドもお見せして、ご理解いただくというかたちで進めてまいりたいと思っております。どうぞお気楽に聴いていただければ幸いです。

最初に「三条教則」の名称についてですが、ひっくり返して「教則三条」という言い方もありますし、「三条教憲」という表現もあります。神道では「教憲」という表現が多いと巷間言われますが、数多くの衍義書の書名を見ておりました、必ずしもそうは言い切れない、いろいろな名前があるということをお示し申し上げます。また、衍義書の書名も「三条」何々だけでなく、「三則」あるいは「三章」という表現もけっこうあります。

次は内容です。これを簡単に一言で申しますと、尊皇意識を承継して、明治五年四月に新政府が国民思想の帰一すべき方向を明示して、国民を教導し、善導する役目を担った教導職という神官、僧侶等に与えた三か条の箇条項目のことです。第一条が「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事」、第二条が「天理人道ヲ明ニスヘキ事」、第三条が「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」ということで、非常に簡潔明瞭に集約された言葉で示されたものです。非常に簡潔すぎるがゆえに、抽象的であるがゆえに、具体的ではないがゆえに、この三か条に対していろいろと、ああだこうだという各種の意見が出てくる。それは立場によつて違うものもあり、我田引水的なものもあるわけで、いきおい、解説書つまりは衍義書が当然たくさん出てくる。それも各方面から出てくることになります。でも中心はやはり神道人、次に仏教僧侶、あるいはそれ以外の方面からもいろいろ出てくるわけです。

三条教則については、また三条六事と表現することもあります。いわゆるキーワードですね。六事とは、「敬神」、「愛国」、「天理」、「人道」、「皇上奉戴」、「朝旨遵守」のことでして、尊皇を基調とする大教宣布運動と称した国体思想といつてもいいだろうと思いますが、これを三条六事に収斂して表現し、国民一般に浸透させようとした明治初年

のある意味で国民教化、教育運動のスローガンなのであります。

実は、本日のテーマについては、私は国民教化ではなく国民教育というふうにしたかったのです。ただ、そうしますと、誤解が生じやすい。学術用語として、一つの言葉であらわす内容がわりに定まってしまう。それに限定されてしまうことがよくあります。たとえば教化という言葉ですと、どちらかというところ、宗教的布教活動というイメージですが、教育という言葉を使いますと、どちらかというところ、四角い箱を連想する学校教育のようなもの、いわゆる文部省、文科省の分野だとイメージしてしまうでしょう。でも、必ずしも宗教あるいは教育学とか、そういう細かい専門分野に限定する必要はない。本来なら教化もある種の心の教育ですから、教育史のなかで当然あつかうべきだろうということと言えるかもしれません。そのへんについては、あとですこし申し上げたいと思っております。

このことについては、私の叔父にあたる歴史学者で元文部省教科書検定主任調査官で家永三郎氏と裁判でわたりあった村尾次郎博士は、ある論文で、この三条教則というのは社会教育だとはつきり言っています。もちろん、そういう意味では明治初年の大教宣布運動も社会教育、その社会教育の三原則だという捉え方をしています。私もそのと

おりだと思えます。そこで、私がもし三条の教則を一言で述べるとするならば、それも今ふうのキャッチコピー的に言えば、こういうことになると思えます。「近代日本初の維新政府による国民生活の道德的基準を明示した一種の倫理的ガイドライン」だと。最近、ガイドラインという言葉が政府からいろいろ出るものが出るのはやりの言葉ですから、私もその言葉をちよつと使わせていただいたというだけで、俗にいう倫理指針というべきものです。よくよく考えれば、敬神、愛国、天理、人道、皇上奉戴、朝旨遵守というこの三条六事は、単なる理念、概念ではなくて、それを意識した上で日常生活を日々すこしなさいということですから、当然、実践の問題です。そういうことになりますと、道德的基準を明示した倫理的ガイドラインといつてもあながち間違いではないだろう、あえて私はこのような表現を使いたい、と思っております。

では、その三条教則はどのようにして成立したのかという背景について考えてみましょう。制度的に言えば、神道の立場で申しますと、維新後は太政官の上に神祇官を置き、そして二年の七月に官制改革があつて、九月に宣教使と教導職とさつき申しましたけれども、その前に宣教使という職を置きます。これはよく間違えるんですね。「せんきょうし」という言葉をパソコンで打ちますと、キリスト

教の「宣教師」が出てくる場合が多い。これは「師」ではなく「使」という文字です。これもやはり国民を教化、教導する立場の者の名称です。そして、三年の正月にこの大教宣布の詔が出ます。そして、四年八月には神祇官が今度は神祇省になる。神道の視点からいうと、官が省になっていけば格下げ状況です。そして五年三月になりますと、今度は神祇省というものを廃止して、教部省という役所が新たに登場してくる。大雑把にいえばこんなところです。

一方、仏教のほうはどうかということですが、これは困ったことですが。つまり、明治三年八月までは制度的に仏教というものの、仏法というものの監督官庁はとくにないのです。三年八月、民部省内に社寺掛というのを置くというのがまず最初で、同年閏十月に社寺掛を寺院寮といたします。四年八月に大蔵省戸籍寮の中に社寺課というのを設けて寺院を司る。そして四年正月に左院より寺院省設置建議をする。このあたりから、仏教がある意味で巻き返しをはかるわけです。維新後、廃仏毀釈の旋風が全国各地で吹き荒れるということ、実際に寺院が焼かれたり、さらに仏像等が打ち壊しになったりという状況が現実起こります。仏教としても政府としても思惑違いも手伝つて、それはやはりよくないということで、仏教がどんどん政府とかわつていく。政府とかわつていくといつても、当時の

維新政府は基本的には薩長です。たとえばその中の長州は維新政府になる前の仲間同士なのです。一方は政治方面で維新政府の首脳になる。一方は宗教方面での改革をおこなう。つまり浄土真宗、俗に真宗の西本願寺派、本派というところなどのことですが、政府首脳とは、おまえ、おれの仲で、いろいろコンタクトをとることができるところです。だから、おれたちの宗教関係もすこし何とかしたい、思いどおりにしたいと思って、裏のいろいろな工作は当然あるでしょう。じゃ、寺院だけをあつかう役所をつくりたい、何とかしてほしい、ということ、四年の十月に左院から寺院省設置建議というものをしますが、でも正院というところで、だめとなります。これは思想対策として申し上げますと、キリスト教防衛という側面、異教防衛ということが一つの大きな課題になってくるのです。維新政府の主題はもちろん富国強兵であり、殖産興業です。そのためにはどうしても外国のものを取り入れなければならない、でも、取り入れるということは、同時に人間が一緒に入ってくるということ、人間と一緒に入ってくるということ、は、欧米の日常生活に深く根ざしている宗教も同時に入ってくるということにつながるわけです。モノは入れたくない、宗教だけは入れたくないという政府の本音がある。じゃ、どうしたらいいか。それは神官だけに任せておけな

い、だったら、僧侶のほうは昔から説教上手ということもありますので、共同して二つの勢力が合力したほうがいいのではないかといい思いもあって、そういう意向で却下されて、その二か月後、十二月に再度左院の建議がありまして、そうだといいことで神仏合同という方向になって、そして五年三月に教部省ができる。そこで神道と仏教が合同布教というかたちになっていくわけです。そして五年四月に従来の宣教使に代わって、名称を変えて教導職というものを設置します。これは大教正以下、権訓導までの十四級に分け、全国の神官、僧侶、その他落語家、歌舞伎役者等、少なくとも口頭をもつてある種の経済的生活のできる者を任命する。そして、この教導職に国民を教導、説教しなさいといつても、目標がなければなりません。目標を設定しなければならぬ。それで、その四月の終わり、二十八日に布達したのが三条の教則というものでした。

ところが、先ほど言ったように、三条条だけでは非常に抽象的です。そこで三条条に関する各種の解釈、解説をしたものが本題の三条教則衍義書なのです。もちろんこれは民間からです。ついでに申しますと、政府としてはもうすこし具体的な細かい項目に分けて国民に明示するというところで、六年に十一の具体的項目、あるいは十七の具体的項目、兼題という表現をしておりますが、それぞれの目標を

提示してきます。それについての衍義書もまたたくさん出てきますが、きようはそれは省略します。そして、六年に大教院を開設する。ところが、神仏合同ですと、どうしてもあまりうまくいかない。当時の勢力からいえば、神仏合同といっても決して対等ではなく、どうしても仏教のほうがひとつ下位に下がるという状況があつて、仏教側は満足しない。したがつて、一緒にやるのはいやだ、神仏別布教がいいんだという方向を浄土真宗のとおくにお西さんのほうですが、なんとか抜きたいということで、大教院を離脱します。そして、抜けてしまえばどうしてもうまくいかないということ、大教院も八年には解散していく。そして、十年には教部省そのものも、ほぼ意味がなくなつてしまつたので廃止していきますし、十五年には神官教導職兼補廃止とか、そして十七年には政府としての教導職制も廃止していくという方向になつてしまいます。

これから申し上げます三条教則の各衍義書はいつごろを中心に出されたのか、について見ていきますと、もちろん明治後年になつて出されたものもありますが、やはりいちばん多く出てきたのが、まずこの五年以降で、六年、七年、八年ぐらいまでが大半です。十年以降になると急にパタリと少なくなつて、散発的にぼつぼつと出る程度になつてくるのです。やはりこれは、今申上げた制度的な時代背景を

十分にあらわしているということが言えるのかもしれない。

さて、これまでざつと制度的な背景を申し上げましたけれども、思想的な背景はどうか。先ほどキリスト教防衛ということを一言だけ申し上げましたが、もつと細かくいえばいろいろな意味合いがあつただらうと思つております。私に言わせれば、まずもつて第一に大教宣布活動の一環として、日本の国柄というのをはつきりさせようという、維新の功業と祭政一致を鮮明にするという目的があるのは間違いないところでしょう。第二に四年に断行した廢藩置県。これは当然、中央集権というものになつていきます。これを確定し強固にしたいという気持ちがあるのが当然政府にあるわけで、そうしたら、これは中央集権の実を上げるためとも言えるでしょう。たとえば第三条に皇上奉戴、朝旨遵守という言葉がありますが、まさに法律的といつてよい。そういう中央集権的な天皇を中心としていこうじゃないかという方向になりますから、中央集権的方向性、民心の帰一性をめざしたものであるでしょう。さらに、第三に宗教的に見れば、神道一教だけの国民教化方針を修正して、仏教だけでなく、儒仏もこれもこれも取り込んで包含した広義の神道教化策の提示、それは神仏判然令、廢仏毀釈と申しましたけれども、本来は神仏の判然の目的が現実には廢

仏毀釈という方向に行つてしまつた。それは本来の政府の目的ではなかつたはずだ。そこから生じたある種の摩擦と混乱をすこし反省して、それを回避しようという目的も含んでおりますので、仏教も取り込むという側面は当然ありうるだろうということです。ということは、仏教側からすれば、護法則護国という論理が当然出てくる。これをもつて仏教を復興していく。失地を回復する。復興への一階段を登ることになるだろうと思つたでしょう。これが第四。これを反対から見れば、キリスト教流入への民心の思想的対策です。もちろん諸外国からの批判もあつてキリスト教を弾圧するわけにいきません。ですから明治五年には黙許ということ、公認ということではなくて、黙許という状況で、それはやむをえない。そこで、これは神仏合同で民心をキリスト教に向かわないようにしてほしい、うまくやつてほしいということでしょう。これが第五。さらに別の視点で言えば、第六として国民への道徳重視の指標提示と奨励、日常倫理の普及ということでもあるだろう。このように、思想的には複合的要因が背景に存在したとみてよいでしょう。

次に、三条教則の位置づけについてですが、従来、仏教側の概説書を読みますと、いろいろ書かれています、いい評価はもちろんありません。どう書いてあるかといいま

すと。当時の廢仏毀釈の状況から踏み絵だとして拒絶拒否できず、受け取らざるをえなかつたという、ある種の被害者的な立場、つまり、廢仏毀釈という被害状況を見据えたうえでの位置づけが一般的ですが、だいたいの本を見て、こんな調子です。でも、実際に僧侶の各衍義書を見ておきますと、多様な解釈があります。とくに「敬神」という表現に関しては、面白いといえれば面白い部分ですが、いろいろな解釈がありまして、決して被害者的一枚岩ではないのです。

同様に、神道人のほうでも必ずしも一枚岩ではない。すこし温度差がある部分もあります。それはなぜかというところ、先ほどから申上げているように、三か条は純粹な神道精神の信仰箇条だけを文字化したものではなく、必ずしも神道優位の独占物ではない。ある意味では国民全体の道徳的基準を明示したもので儒仏まで包含して、必ずしも神道優位の独占物ではないからです。

なぜならば、実は三条教則の下敷きがすでにあつたからなのです。それは何かといえざ。

この三条教則が教導職に布達される半年前の四年十月、先ほどちょっと制度的なところで申し上げました寺院省設置建議、これを詳細に見ていきますと、こういう文言が出てきます。「一、神祇ヲ敬ヒ奉リ候」、「一、君臣ノ大倫ヲ

明ニスヘキ事」、「一、国家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事」
いかがでしょうか。三条教則と類似、いや酷似していると思いませんか。すなわち、「神祇」を「敬神」に、「君臣ノ大倫」を「天理人道」に、「国家ヲ保護シ忠愛」を「皇上奉戴・朝旨遵守」という表現に置き換えておりますが、三条ともほぼ同じ意味ですね。つまり、三条教則の布達される半年前には下敷きとなる文言がもととあった。これを下敷きにして、半年後にはこういう表現になってきた。象徴的に言いますと、神祇から敬神への修正は神道だけでなく儒仏まで拡大していったことなのです。

では、三条教則策定の中心人物はだれかという点ですが、一応中心の一人といわれる津和野藩士の福羽美静という人物は、後年の談話でこれについて語っています。もちろん、こういう談話というのは危ないといえは危ない。資料としてどこまで信用性がおけるか。時期の問題とか、内容の問題。人間というのはどうしても自分に都合のよいように後年語る傾向があります。時期だって具体的な日にちだって、だいぶずれ込んでいるということも間々ありますので、あまり参考にならないかもしれないけれども、大雑把な三条教則に関する思い出としてこのように語っております。「神祇を敬する道に、人の標準となる教を持たしむる必要は起これり」、中略いたしまして、「但、仏法といひ

儒教といふも、後世のものなりとはいへ、善きものは取らざるべからず」。ですから、よいものは、国民教化に役立つのであれば、すべてを包含するのだという発想であります。こういう立場でつくったんだということを言っております。ということは、神道以外の仏教等での教導職でも当然それにかかわることができるよう配慮がなされたうえでの策定だろうと考えるとよいわけです。

それから、衍義書のとくに「敬神」の解釈については、神道人のものももちろんあるわけですが、仏教者のほうが表現としては面白い。研究材料としては面白いです。それは本来、神という表現が出てこないから、それをどうやって解釈していくかということが、個々の僧侶により、宗派により、立場により、悩ましい難しい課題でありますから、そのへんが研究者にとっては、かえって研究材料としては面白味がある。当然、神道人のものより仏教者のほうが宗派、個人、いづれから見ても、温度差、解釈が異なるものが多く、宗教思想的には僧侶の衍義書のほうが研究材料としやすい部分があるだろうと、私の場合はそう思っております。

そういう意味で、三条教則に関する課題と研究としては、まずはこの課題が出てくる。それは三条教則が、実は仏教の失速状況、逼塞状況を教学的にある意味で打開させ、挽

回させる一助になりえたかどうかということです。つまり、ある僧侶などは、衍義書の中で天神造化説というのを徹底的に批判していきます。そのへんで、神道が教学的にすこしダメージを受けたか、これは政治的にという意味ではありません。あくまで宗教史的にですが、そういう側面もあつたかもしれないと考えています。今後、個々の衍義書の仔細な検討を通した日本思想史上の位置づけということについて、これからは、もうちょっとなされなければならぬのかなと考えております。

もう一つ大事なことですけれども、先ほどテーマの名称で教化とか教育という表現を申しました。これは日本思想史、あるいは明治宗教史、明治神道史、あるいは明治仏教史という分野では、それなりにあつかっています。今後は近代教育史、明治教育史からのアプローチも絶対必要だろうと思っております。もちろん、まったくないわけではありませんが、一部でやっておられる方もいますが、非常にまれで、わずかな例しかありません。先ほど申し上げたように、近代教育史の分野では、近代教育は学制発布から始まるとする一つの固定観念があるわけです。明治四年に文部省ができ、明治五年に近代学校教育制度を發布する。これが学制。以降、近代教育があるんだと、明治教育史の本はだいたいそういうふうに出てきます。これは単

に学校教育に関することだけなのですが、どういうわけか、近代教育史の先生がたの話よりは、ともすれば明治五年以前には教育はなかったように聞こえるときが間々ありますが、もちろん、そんなことはありえない。そのへんのところを、これからもうすこし教育史の分野もかわつていただければという感じはいたします。要は、教育というのは文部省の学校教育だけではありませんので、人の心を教育する教化運動だつて教育史のなかに当然組み込んで、一緒に研究されねばならないだろうということです。

二 三条教則衍義書群の目録と翻刻について

次に、三条教則の衍義書の諸本や従来目録について、ふれておきたいと思えます。ところで、衍義書は単行書と雑誌掲載文を合わせますと、いったいどの程度あるのだろうか。正確な数値はいくつだ、ともし質問されても、実は私にも実数はよくわかりません。今回収めたのは百一点ですが、地方で出版されたもの、あるいは自筆本でもいわゆる机の奥底にしまつてあるもの、などなどを想定すると、百数十点以上はあるだろうと想像いたします。全国くまなく探せば、まだまだおそらく見つかるだろうとは思いますが、では書かれた時期はというと、やはりその大半が明治五、六、七、八年に集中するということは間違いありません。

そして、この一群の衍義書を鳥瞰することができる目録についてですが、では、どこに目録があるかといいますと、まずはご存じの『明治文化全集』の第十九卷宗教篇の末尾に若干数が見られますが、何といつても河野省三博士の論文「明治初年の教化運動」、これは「國學院大學紀要第一卷」（昭和七年）に入っていますが、これが質量ともにいちばんでしょう。これは間違いありません。これを受けて豊田武氏あたりも『日本宗教制度史の研究』の中に、失礼ですがそのまま孫引きで入っているわけです。ほかに、辻善之助氏の『明治仏教史の問題』でも目録がすこし入っています。はつきり言いましたら河野先生の目録をそのまま踏襲しているといつて過言ではありません。もちろん、各種の神道事典の三条教則という項目を引けば、衍義書についての説明と衍義書目録を見ることができませんが、これも間違いなく河野論文が大元です。皆河野先生のをそのまま引用しているにすぎないのです。でも孫引きはけっこう危ないのです。たとえば、河野論文の目録に入っているが、残念ながら、実際には所在が確認できないものもあるのです。それをのちの目録には皆すべて入れてあるのです。小さいことですが、研究者として確認できないものは省くという姿勢態度は、この一例をもってしても大事だと思いました。

次に、衍義書諸本の従来の翻刻はどうなっているのかということについて、すこし申し上げたいと思います。各衍義書をいろいろと見ておきますと、もちろん、自筆や写本もあります。また墨筆本だけでなく、その多くは版本です。それから刊本もあります。では、いままで、どこに翻刻されているのかについては『明治文化全集』の宗教編で三点、それから本学会の前の名称である加藤玄智博士記念学会が出した『神道研究紀要』で七点ほど、すでに翻刻がなされております。さらに最近では、『明治仏教思想資料集成』、これは仏教系の叢書ですが、第二巻で六点、第三巻で四点、第四巻で一点。それから、同叢書の中に「教義新聞」あるいは「報四叢談」という書名で当時の雑誌新聞を翻刻したものがありますが、これが四点。ついでに申しますと、これを出したのが同朋舎といって、いまはありません。だいたいこういうものはあまり売れない。ごく限られた一部の研究者しか関心がないからでしょう。ですから、今回の資料集もあまり売れないでしょう。読み物ではなく、研究論文用に一、二をちよいと引用して終わりというのが実際だろうと思います。ですから、利用していただけるだけで十分満足いたします。あとはさすが真宗というか、『真宗資料集成』という叢書があります。この第十一巻の中で二点ほど、すでに翻がされていま

す。

以上ですが、これらを合計いたしますと、現在でも約三十点の程度です。百数十点のうち、わずか三十ぐらいなのです。ですから、全貌をうかがうにはとてもとても無理だということ、私に翻刻連載の命令があつたのが平成の六年の秋、そして七年から逐次蒐集し、翻刻しつつ、連載を始め、十年かかって、やっと終わりました。そして、それをついにまとめたのが、今回の翻刻刊行であります。全二巻なので、だいぶ厚くなってしまい、ちょうど枕代わりにしていただければよい厚さの本です。

三 『三条教則衍義書資料集』所載の衍義書をめぐって

そこで、今回の『三条教則衍義書資料集』における翻刻は単行書が七十六点、雑誌掲載のもの二十五点、合計百一点なので、従来よりはちよつとは増えたかなと思っております。

では、どのような衍義書を収録したのか。特徴的なものにつきましては、あとでお話いたしますが、その前に、全二巻の目次の順にしたがって、最初に作者を中心に全体の概要をご紹介します。

とても全部の作者について申し上げる時間はありません

が、いちばん最初が『布教綱要』浄土宗です。明治五年。なんでこんな最初に置いたのかということですが、目のすこし先を見ていただきますと、『諸宗説教要義』大教院經典局編（明治五年冬）があります。これは大教院ができて、各宗に三条教則に関する各宗の本山からの、半ば公の宗派としての解釈書を提出を要求します。そして天台、真言、真言も新義と古義、あるいは禅、さらには浄土、真宗五派、日蓮、さらに時宗等の七派にわたって提出したものを一冊にしたものです。当然なかには浄土宗の部分がありますが、この『諸宗説教要義』に入っている浄土宗の文章と、いま申し上げた第一番目に置いた『布教綱要』がほとんど同文で酷似しています。私も最初は気づきませんでした。あれ、似ているなと思つたけれども、よく見るとほとんど同じ。文章のごく一部のテニヲハが若干違うだけです。つまり、四月の終わりに教則が布達されて、おそらく五月頃に宗派として本山がまとめたものを大教院に提出する。そして大教院で一つにまとめたということでしょう。要は、これは浄土宗が『布教綱要』という名前をつけた三条教則に対する公の解説書であることは間違いないと思います。明治五年の五月と文末に明記してありますので、いちばん最初に置きました。

さらには『教部省三箇条記』、これも五年の五、六月頃

で、非常に早い時期のものです。これは真宗大谷派の福田覚城（ふくだかくじょう）という僧侶なのですが、宗派内でもなかなか高い地位にあった方です。学寮で自宗の若い僧侶に講義を通して教える、どういうふうにお前たちは理解したらよいのか、また民衆への説教などについて解説した文言になっております。それが写本として残っておりまして、第二番目に入れました。

次に東陽円月（とうようえんげつ）、この人の衍義書は多いですね。五点もあります。これはやはり浄土真宗の西本願寺派の有名な方です。五年の五月、六月、七月、九月。非常に早い時期にこれだけの点数の三条教則に関する自分の意見を書いています。もちろん、これは宗派とは関係なく、個人として書いているのですが、それが自坊に残っております。これはあとでスライドでいくつかお見せいたします。どういう僧侶か、どんな内容なのか、ということについては、あとでもうすこし詳しく説明いたします。

それから国井清廉（くにいきよかど）。この人は岐阜県の士族の方らしいのですが、必ずしも神道人ではないかもしれない、はっきりわかりません。これも墨筆で書いてあるものですが、神道的表現をもつて書かれたものの中では最初期だろうと思います。

それから、抄出ですが、『開化のはなし』で明治五年の

冬。これは仏教でも神道でもなく、いわゆる開化ものと称する類で、文明開化ということで一般の戯作者がいろいろなことを書いていますが、これもそのジャンルの一つです。その次に佐田介石（さだかいせき）、これも真宗西本願寺派の方です。『ランブ亡国論』とか、いろいろな本を書いている有名な僧侶です。

明治六年に入りまして『教則三条講述』の樋口龍温（ひぐちりゅうおん）。これも真宗大谷派のかんりの上位にあつた方で、学僧として宗門では有名な方です。

それから千早定朝（ちはやじょうちよう）の『公令三箇条布教則大意』で明治六年二月。実はこの人は僧侶なのですが、きわめてめずらしい法相宗です。なぜめずらしいかというところ、たとえば明治の神道や仏教を語る場合、とくに仏教を語る時、そのほとんどが、先ほどから言っている真宗、東大西だとそこばかりが喧伝され研究されていますが、それしかなかったのか、それじゃ、他の宗派はどうなっていたのか、実は違うのです。奈良の都。俗に南都といえは東大寺、薬師寺、唐招提寺など、そこにだつて仏教はあつたわけです。僧侶もいたのです。明治初期の南都の仏教はどうなつたのかということについては、近年になって、やっと研究も緒につき始めたところで、まだ研究者もわずかという状況です。これはこれから徹底的にやら

なければならぬ分野だと思っております。明治仏教史なり神道史も含めて、明治宗教史は、真宗と神道のかかわりだけではないのです。南都もすこしはある。でも、南都というのはほとんど出てきません。残念です。近代史研究の欠点は政治経済中心の首都中心、東京中心だという点です。それはそれとして、この千早は、その当時の法隆寺の貫首さんです。南都からの衍義書は、おそらくこれ以外にはまづもつてないだろうと思っております。ですから、めずらしいのです。ついでに申しますと、これは自筆墨書ですが、末尾に自分のことを述べています。斑鳩の神民と記したあとに自分は近目にして幼児から眼鏡を使用しているが、最近は麻疹にもかかってしまった。そのためかもしれないが、眼が悪くなってきたので間違ひがあるかもしれない、と。衍義文の中で自身の状態を披瀝したものなどほとんどないので、その点おもしろいものといえるでしょう。

次は皆さんごぞんじ、明治神道界の大物でしょう。田中頼庸（たなかよりつね）の『三条演義』です。神道方面からいうと、三条教則衍義の標準的なテキストといわれて、よく読まれた本で、神道人の三条教則に関する衍義書のものになったとされるものです。これについても、あとですこしふれます。

細谷環溪（ほそたにかんけい）の明治六年四月『三条弁

解』、これは曹洞宗の僧侶です。これには、仏教もそれぞれの宗派として三条教則に積極的にかかわっていかねければならないという方向が間違ひなくあらわれているようです。

それから、書名によく「童蒙（どうもう）」という表現が出てきます。これは大人ではなくて、お子さん。お子さんに対して当然教えなければならぬということですから「往来」という表現、これも教育史のほうでは「往来物」といって、古くは鎌倉期から、普及したのは江戸期から明治期ですが、いわゆる教科書のこと、そういう書名の衍義書もある。どちらも大人ではなくて、お子さん向けのものもかなり多いということでしょう。

仮名垣魯文（かながきろぶん）、これは戯作者です。『三則教の捷徑』（をしえのちかみち）といって絵入りでおもしろいですね。だからでしょうか、これはずっと以前の『明治文化全集』に収録されています。

それから宇喜多練要（うきたれんよう）という人物の『説教童蒙三則弁』、この人の出自ははっきりわかりませんが、どちらかというところ、読むかぎり、文章表現や使用語彙の点ではきわめて道話的というところ、石門心学的です。ですから江戸期に非常に普及した石門心学の流れを汲む心学関係者、もしくは心学や道話に深い素養がある人ではないかと考え

ておりますが、まだこのへんは今後の研究課題にしたいと思っております。

石門心学といえ、柴田遊翁（しばたゆうおう）の衍義書も二点あります。ところで有名な『鳩翁道話』という道話本がありますが、石門心学の説教で有名な柴田鳩翁。お読みになった方もお思います。面白おかしく泣かせ笑わせつつ、そして人のあるべき姿を説き、倫理的基本を教えた本です。その鳩翁のお子さんです。お子さんといって婿養子ですが、もともとは越前大野藩の人ですが鳩翁の婿養子になり跡を嗣ぎます。それが遊翁です。ついでに申しますと、遊翁のお子さんが柴田謙堂という方です。そのお子さんが柴田実と言いました、十年ほど前に亡くなりましたが、京都大学の歴史学教授でとくに文化史の面で有名な先生でした。実はこの柴田家は京都の二条新町にありまして、心学の手島堵庵の伝統を引き継いだ心学明倫舎という心学の総本山の家の生まれなのです。ですから、大学へゆけば歴史学を教授し、家に帰ればまさに家学としての心学の明倫舎舎主です。もちろん、柴田実先生自身も心学関係論文を数多く出しておられます。おうちには、相当な文献がありますので、これはもう研究者にとっては垂涎的でしょう。ついでのことですが、柴田先生は私のもう一人の歴史学者である叔父の京都大学における師匠でもあり

ます。

話を戻しまして、すこし先を急ぎましょう。神道人のものでは岡本経春（おかもとつねはる）、これは下鴨の宮司さん、また、安江静（やすえしずか）という方、これは京都伏見稻荷の宮司さんです。さらに矢野玄道（やのはるみち）の『三条大意』、これは全五巻で非常に長文です。今回の資料集は一ペイジ上下二段組にしましたが、それでもこの一書だけで百ペイジを超えています。その博学さは群を抜いています。校正等で読むのに相当つかれました。そのほか、神道系では浦田長民（うらたちやうみん）のものもあります。

一方、仏教系では、ほかに瑕丘宗興（かきゆうしゅうこう）の衍義書もけっこう長い。真宗の西本願寺派の方ですが、これもなかなかの博学さがわかります。また不破祐善（ふわゆうぜん）という僧侶は禅宗系だと思えます。上田及淵（うへだきゆうえん）、これは儒教関係の方だと思えます。総生（ふそう）寛、あまりよくわからないのですが、どうも下総か上総の方面の生まれなので総生と書いてあるのかなと思います。それから、これもあとですこし衍義文を紹介しますが福田行誠（ふくだぎょうかい）、これは浄土宗ですが、仏教界の高僧といわれて、維新政府の要路たちの精神的師匠ともなっていた当時の有名な僧侶です。

目次の単行書の部の最後あたりにあります衍義書について、ひと言説明します。衍義書は何も首都圏だけでなく、地方からも出ていることは先ほど申しましたが、地方も徳島や茨城などからもどのような経歴の方か、よくわかりませんが数点あります。それから単行書の最後に置いた明治三十五年の渡辺正輝の書の読み方ですが、判じもの的です。「だいいいきょう」と読むのではないかと考えております。おもしろいですね。

目次の末尾には雑誌掲載関係の衍義文をいくつか集めましたので、すこし申し添えておきます。だいたい、どういう雑誌かだけ申し上げますと、「教院講録」「教場必携」、これは神道系、「報四叢談」、これは仏教系というか島地黙雷の『三条弁疑』です。また「排簡雑誌」、これは山口県の雑誌で、めずらしいものでしょう。

×

×

そこで、重複して申し訳ありませんが、東陽円月にもどります。三条教則衍義書の中でいちばんたくさん書いたのはこの方といってよいでしょう。本派のなかでも豊前学派の巨頭で、大分県豊後高田市水崎にある西光寺というお寺の住職さんです。最近では昭和三十一年の街で売り出しつつあるようですが、もつとわかりやすくいえば宇佐神宮の近くです。ここに円月自筆の衍義書が残っていたのです。そし

て自分で一号、二号、三号、四号と朱書し一冊に合本しております。すべて明治五年です。それ以外にも先ほど申し上げた十七兼題についても未翻刻の自筆本があります。もちろん、円月のものすべて河野先生の目録にも入っております。ですから、ほかにも調べてゆけば、まだまだあるといつていいでしょう。そして、敬神解釈については、皇室の祖先神としての伊勢の大廟から大中小の官国幣社全部あわせて、あるいは郷社、村社まで祭るんだという考え方をとっているようです。仏教や石門心学からの敬神解釈の最大限の解釈がこのようなどころだと考えてよいでしょう。また『教則三章私解』の中に「他見無用秘記」と書いてある部分がございます、これが当時のある種の混乱を物語る象徴的な内容でありまして、ほかではなかなか見ることができない非常におもしろいものですので、ぜひ読んでいただきたいのですが、すこしだけ、ご紹介しましょう。当時の僧侶が洋服を着て教部省という役所に入っていく、あるいは耶蘇代理人という表現がある、ということとは三条教則というのは、つらつら考えてみると、ここでは敬神、愛国なんてあるけれども、これは神道のことではなくて、かの十戒のことで、いわゆる出エジプト記あるユダヤ教のモーゼの十戒のことではないかと。カナンに土地を求めていく途中のシナイ山でヤハウエの神から啓示を受けた、契

約です、守らなかつたら大変だぞといわれる、あの有名なモーゼの十戒、そのことじゃないかと。そのうちの最初の四つは自分の神だけを大事にすること、あとの残りは父や母を大事に、あるいは盗むな、姦淫するなとか、そういうことが書いてあります。つまり、その六と四を分けて、この敬神の神というのはユダヤ教の神ではないかと、だから私たちを全部キリスト教に改宗させるつもりではないのか、そういう新政府のもくろみが三条教則じゃないかということを書いています。埒もない、笑い話にしてしまえば、それで終わりの話です。本気が嘘かわかりませんが、そんなことを書いてあります。これに加えて、天理、人道という天理を、天主造物の理の略で天理といっているのではないのかと疑心暗鬼になっている。文字どおり杞憂そのものに過ぎませんが、円月さんにとっては非常に気になったのでしょうか。これは六月ですから、三条教則が出されてからまだ二か月です。朝令暮改や、地方ということとは関係なく、どういうふうに受け取ったか、という一例です。でも円月の場合は例外で特殊であったのかもしれない。おもしろいものの代表例として申し上げます。

ついでに申しますと、この人は長州系の本山執行部、当時の政府と仲がよかった赤松連城とか島地黙雷たちとは宗派内で完全に対立した立場なんです。学位としては宗派内

の最高学位をもっているんですけども、俗にいう邪義を説いたという理由で安心調理（あんじんちょうり）されています。簡単にいえば教義裁判の判決で敗訴したわけですから。要するに、真宗の中では隅のほうに置かれてしまった。窓ぎわ族ですね。これはちよつと専門的になりますが、真宗の場合は真俗二諦論という教義から三条教則にかかわっていくことが多いのですが、実は真俗二諦論と申しましても、その中にまた非常に細かい教義各説がいろいろあるのです。その、たくさんあるなかの「真諦影響説」の中の「真諦薰発説」という教義を円月はもっているのです。

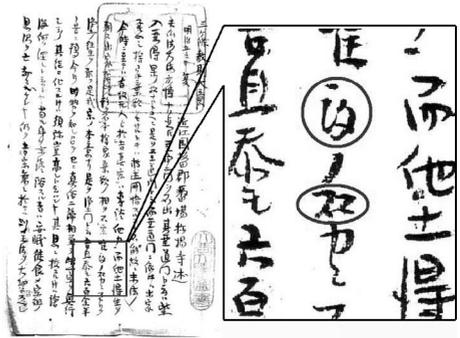
これもついでに、もう一つ重大なことは円月は晩年に教育勅語が出ますと、二十六年に『勅語奉牋記』という行義書を書いてのことです。彼は三条教則行義書で五点、兼題関係で三点、排耶関係で一点、勅語行義書一点、計十点で、数多い僧侶の中でもおそらく別格ではないかと思いますが、それは、この人の精神生活のなかでは、三条教則と教育勅語は連結している、同一次元のものだということだと思います。ということは、三条教則と教育勅語はある種の同一地平で把握する必要がある、というのが私の基本的な考え方です。教育勅語は近代教育史の分野、教則は宗教関係の分野、それだけではわからない、どちらも教育なんです。バラバラの細分化分野研究では実態がよく見えない。今後の

課題はこのへんにあるというのが私の印象です。

次に、明治五年の国井清廉のもの、これを見ますと、中に「天地ヲ鎔造シ：」という表現が出てきます。いちいち私が言わなくても皆さん神道関係の方ばかりなので、おわかりだろうと思えますけれども、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、この造化の三神が天地をつくったという表現で展開している。この天地鎔造という表現は、もちろん、先ほど申し上げました『三条演義』の田中頼庸の中にも当然そういう表現がありますが、ところが、そういう表現が出てきますと、待つてましたとばかり、今度は仏教者の衍義書の中でその点を徹底的に論陣を張って批判して否定してきます。たとえば、明治八年の「報四叢談」八号付録の島地黙雷の『三条弁疑』がその典型でしょう。要するに造化三神の天地創造であります天神造化説という考え方を批判して、それだったら、キリスト教と同じではないか、『古事記』『日本書紀』を徹底的に読んで、そんなことは書いてないぞと黙雷は言うのです。ならば、それだったら一種の宗教論になる、宗教論だったら、われわれは造物の論理というか、造化説は絶対とらない、仏教では因縁生だ、つまり、モノができるのは何者かがつくったのではなくて、いろいろな事物構成諸要素がいちいち集まって、モノを成立させているし、そのようにみえるだけに過ぎないとら

えるのです。サンスクリットでプラティートヤ・サムートパーダという縁起説の考え方に立ちます。だったら、私たちは因縁生という方針をとるしかない。それでいいのですかという表現で論陣を張って神道家の鎔造説を攻撃していくのです。

もう一つ申し上げたいのは佐原秦嶽（さはらしんがく）という方の『三則私言』です。越前丸岡の浄土宗僧ですが、冒頭に「説教大意」と称する内容が三丁ぐらいあります。その部分を見ると仏教側の被害的文言はまったくなく、はつきりとした神道批判を書いています。これも、ぜひ読んでもらいたいものの一つですが、端的に申し上げますと、中世以来民衆は春秋の祭祀程度の神道理解しかないが、それは民衆の無知というより、神職祠官に責任があるんだと。仏教側にも神社や神道軽視の問題はある。さらにいにしへの僧侶は私心なく敬神觀念があつたけれども、いまは欠けている。また、近世の国学といっても儒仏批判に終始するのみで、民情にそぐわない。だから、民衆を教導する語氣調子ではなかったと言うのです。要は、中世、近世と民衆を善導してこなかった神道人の怠慢という点に重大な根本的欠陥があるんじゃないですか、齒に絹を着せずはつきり述べている。しかし、この明確な神道批判を述べている『三則私言』の序文を、先ほど言った田中頼庸が書



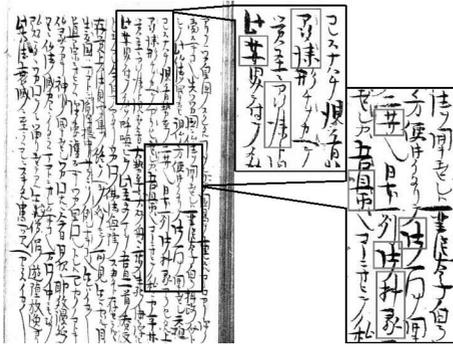
図①

き、しかも良い本だと書いているんです。面白いですね。これは一体どういうことでしょうか。われわれのいまの目で見ると、当時の目で見ると、別の目で見ると、別なければいけないかもしれないということの紹介の一つです。

さて、福田行誼、これもはつきり自己の立場を書いています。昔より念仏よりほかのことはあずかり知らぬ、それを急にやめにして敬神愛国論ばかりを説くことなど、それはできない、ときっぱり言い切っています。でも、ここまでするまで明言できるのは行誼ならではでしょうかね。

そろそろ、最後の話題に入りましょう。これは体裁上の特徴など気の付いたことを紹介しましょう。今回の『資料集』は全二十六回分だけでなく、せっかくの機会なので、もうすこし集めたいという気持ちもあって、あちこち探して発掘し新稿を十点ほど入れました。そして、そのなかでもい

ちばんだ変なことは墨筆本の翻刻作業でしたので、二点ほど報告いたします。最初は先ほど申しました福田覚城のものです。写本ですが書き癖もありますし、もちろん判読しにくい文字や専門的な略字もあります。ここでは専門的略字に限定して、いくつかお見せしましょう。たとえば、このような文字は何と読むのか(図①の丸囲い文字)。一見すると「汐」(セキ、しお)みたいに見えますが、それは間違いです。前後の文脈からみても違う。実は、これがいわゆる仏教略字なのです。一字ではありません。分解すれば「シ」と「タ」ですがカタカナで「ミタ」と読みます。ということは「汐」は「弥陀」という仏教略字なのです。理屈じゃなくて、そういうふうには略記する。つまり、学寮や談林などで講義を筆記しなければならぬが、しゃべりますから速記しなければならぬ。となりますと、一字一字画数の多い文字を書いていたら、とてもじゃないが間に合わない、だから略字を使います。仏教用語にはものすごくそういうのが多い、これもその一つです。その下の丸囲い文字は「願」なので、この部分は「弥陀の願力」と読みます。もう一つお見せします。それは明治六年二月の樋口龍温さんの写本で、大谷大学の所蔵です。これもなかなか読みにくい箇所がありまして、そうとう時間がかかりました。最初、私も何かな、どう読めばいいのかと、横から見たり、斜めから見た



図②

り、いろいろしました。四角囲いの文字(図②を参照)がい
くつかありますので、順次申しますと、一見すると「辻」
(ぬた)のように見えますが、先ほどと同じで「シ」は「浄」
の略字なので、これは「浄土」と読みます。次は有名な略
字で、「ササ」、ボディーサットヴァ、つまり「菩薩」の略
字です。サを二つ書きます。ついでにいいますと、下のサ
の右横に、もし、点「。」がつけば、菩提と読ませます。お
墓の後ろには必ずお塔婆が立っていますが、そこによく書
いてある略字です。次は「機縁」と読むのですが、「機」は
「幾」を「キ」と略し、「縁」の糸偏が取っています。その
あと「且」は「祖」、
「巾」は「師」の略
字で「祖師」と読み
ます。ということは、
これは親鸞のことを
指しているわけです。
次は三文字に見えま
すが実は五文字なの
です。最初は「ア」で
「阿」の略字、「汐」
はいま言いましたよ
うに「弥陀」の略字

で、これだけで「阿弥陀」と読めます。とすると、その下
は当然「如来」と読まざるをえない。なぜなら「如」の口
を削除して「女」と略し、その右横に「来」を付けたから
です。これで「阿弥陀如来」と読むのです。これが日本の
仏教の伝統です。こうなると一種の判じ物ですね。一般に
は通用しないギョーカイ用語そのものです。理屈じやない
のです。伝統的にそう読んできたからそう読まなきゃなら
ないのです。ですから仏教用語の略字が読めないとかなり
厳しいでしょう。ギョーカイ(業界)用語が読めない、現
実にこういうものを扱うのは難しいと思えますが、たまた
ますこし仏教学にかかわったものですから、なんとか読め
たということであります。この略字に関しては、『資料
集』全体の多岐にわたる異体字などをふくめ、一括して上
巻の冒頭の「凡例」に掲げておきましたので、見ていただ
ければ幸いです。

それから体裁という点で特殊というかおもしろいものが
あります。これは根本真苗(ねもとまなえ)という人物の
『大祓詞三条弁』で、上、中、下巻になっていて、これは
もちろんご存じのように大祓の祝詞解説が中心となってい
まして版本なのですが、やたら小さい文字が多く、ルビも
あり、本文、本文注、頭注などが入り乱れています。文
章の続きがわかりずらく、まあ、ごちゃごちゃとした体裁

で読みづらく、翻刻には厄介でした。読みづらいいいえば、矢野玄道のもは大分量に加えて割注がこれもやたら多く、一読するのに難儀しました。というより忍耐でした。校正初校はこれだけで一ヶ月以上かかった記憶があります。

逆に、一文字が非常に大きいものもありました。小川持正（おがわもちまさ）の『童蒙魁説教手引草』でして、半丁がたった四行、一行八文字なので一丁はわずか六十四文字しかありません。一見すると習字の練習見本のようにも見えてしまいますが、ちよつとだけ読みますと「政教一致の御政体。」、中略しまして「あらあら述べて童の。学びの道の手引きぐさ。……」と続きます。みなさん、もうお分かりでしょう。はい、七五調です。七五調というのは、口ずさみながら教育の効果があるといわれて石門心学などが道歌や施印などを通して江戸時代からよく使った手法です。人びとの耳にこちよく入って覚えやすい、聞きやすい、なじみやすい七五調の句で全部くっついていこうという、まさに文字の大きさも含んで子供用の手引き書の手本といえるでしょう。

ご紹介の最後になりましたが、道歌といえは高野山明王院の真言僧、高岡増隆（たかおかぞうりゅう）のもので、雑誌に入っている『三章略解』ですが、これは最初冒頭に和歌一首を掲げ、この場合は古今集の歌ですが、そのあと

衍義の文章が続きます。つまり、和歌一首を主題にして歌の意味解説をとおして自分の三条教則解釈に関連させ関係づける内容にもつていくのです。このやり方、手法ですが、まさに『鳩翁道話』などに代表される石門心学の典型的手法と同じで、まねているのです。何度も申しますが、教育史プロパーでも見ればよく分かるものもけっこうありますので、どんなこういう方面にも進出してほしいものです。最後の最後に、一つだけですが著作権年数の問題で紀要連載時において却下され、数年後、『資料集』作成時に再度申請して許可され、やっと陽の目を見たものもあります。もちろん、紀要掲載時では、すでに校了していたので、お蔵入りにならずに済み、正直ホッといたしました。

思えば十数年間、蒐集、翻刻、校正、解説と、けつきよくは一人旅状態だったので、まだまだ申し上げたいこともあります。時間が過ぎました。そして、きわめて雑駁な話になってしまいました。今後の自己課題として、いままでつくる作業でしたけれども、これで一段落いたしましたので、今度はこれらの材料を活かして研究を進めていかねばならないということを上げまして、私の話を終わらせていただきます。と思います。

ご清聴ありがとうございました。

（日本大学医学部准教授・國學院大學客員教授）